

幸福ふれあい広場展示ホール使用許可基準

(目的)

第1条 この基準は、帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年4月1日条例第17条。以下、「条例」）及び幸福ふれあい広場展示ホール（以下、「展示ホール」）の利用実施方針（平成27年3月20日決定）に基づき、幸福ふれあい広場内にある自動車の一部を十勝管内在住者及び十勝管内で活動する団体等へ展示ホールとして開放し、各種催し等を通じた十勝管内の観光振興に資するため、展示ホールの使用許可について必要な事項を定めることを目的とする。

(開放期間)

第2条 開放期間は、4月29日から11月3日までとする。ただし、市長が認めたときは、これを変更することができる。

(開放時間)

第3条 開放時間は午前9時から午後5時とする。

(使用料)

第4条 使用料は、条例第9条の規定に基づき無償とする。

(許可基準)

第5条 使用許可にあたっては、実施する催し等で次の各号に該当するものについて、許可することができる。

- (1) 使用目的が、十勝管内の観光振興に資するものであり、内容が公序良俗に反しないものであること。
- (2) 使用内容が、営利行為、宗教活動、政治活動及び帯広市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する団体の活動等にかかわるものを含まないこと。

(使用許可申請)

第6条 使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式1-1、様式1-2）により市長に申請しなければならない。なお、申請の受付は使用しようとする日の属する月の3か月前の月の1日以降から使用しようとする日の5日前までとする。

(使用許可の決定)

第7条 市長は前条の規定による申請を許可する時は、使用許可書（様式2）により申請者に通知するものとする。なお、使用の許可をしない時は、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する時は、使用許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 帯広市愛国幸福ふれあい広場条例（平成元年3月31日条例第9号）及び帯広市愛国幸福ふれあい広場条例施行規則（平成元年3月31日規則第16号）で定

められた事項を守らないとき。

- (2) 使用する権利をほかの者に譲渡または転貸したとき。
- (3) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- (4) 公用で使用する必要が生じたとき。
- (5) 第5条各号に該当しないことが判明したとき。

(展示品等の管理)

第9条 使用期間中の展示品等の管理は、使用者が行なうものとする。この場合において展示品等に損害が生じても、市は賠償の責を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その使用により建物、附属施設、又は備付備品等を損傷し、若しくは、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、使用の許可に関し必要な事項は、商工観光部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月20日)
- 2 この基準は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年4月1日)